

観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）実施要領

令和2年4月7日 観観振第13号

この実施要領は、観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）交付要綱（令和2年4月7日観観振第12号）のほか、観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）の交付等、国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業の実施に当たって必要な事項を定める。

1. 事業実施について

観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）において、原則として、観光地域づくり法人（観光庁の観光地域づくり法人登録制度において登録されたDMOであって、地域DMO又は地域連携DMOである者に限る。以下同じ。）は、スキー場事業者、地方自治体、宿泊事業者、交通事業者、飲食事業者等の地域関係者（以下「地域関係者」という。）と共同で、別に定める様式により、国際競争力の高いスノーリゾート形成計画（以下「形成計画」という。）を策定し、観光庁に提出する。ただし、地域内において観光地域づくり法人が存在しない場合には、地域関係者が一体となって立ち上げた協議会等が形成計画を提出できることとする。

観光庁は提出された形成計画をもとに、以下の観点から、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域であるかについて、審査を行い、審査結果を踏まえ、補助対象事業者に対して補助金額等を内示する。補助対象事業者は内示後に、交付申請書を観光庁に提出する。

- ・ 地域のポテンシャル・地域経営（地域の一体性）
- ・ 地域内のスキー場の魅力向上に関する取組状況及び計画
- ・ ベースタウンの魅力向上に関する取組状況及び計画
- ・ 受入環境整備の状況及び計画

2. 補助対象事業者について

補助対象事業者となることができる者は、形成計画において個別事業の実施主体として記載されている観光地域づくり法人、地方公共団体及び民間事業者とする。

3. 観光施策との調和について

本事業は、形成計画に記載された事業のうち、アフタースキーのコンテンツ造成、グリーンシーズンのコンテンツ造成、受入環境の整備（多言語対応、Wi-Fi設備、キャッシュレス対応等）、外国人対応可能なインストラクターの確保、二次交通の確保、情報発信及びスキー場インフラの整備（索道施設の撤去等）に要する経費の一部を国が補助するこ

とにより、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾートの形成促進を目的としており、他の観光施策との整合を図る必要がある。具体的には、

- ・ 訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進するため、調査・戦略策定からそれに基づく滞在コンテンツの充実、広域周遊観光促進のための環境整備、情報発信・プロモーションといった、地域の関係者が広域的に連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組に対して総合的に支援する「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」
 - ・ 訪日外国人の入国から目的地までの移動にかかる受入環境整備を支援する「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」
 - ・ 地方運輸局等が、地方(地方公共団体、観光関係団体及び民間事業者等)と広域に連携し、外国人旅行者に魅力のある地域の観光資源等を海外に発信することを支援する「地域の観光資源を活用したプロモーション事業」
 - ・ 国際観光旅客税財源充当事業
- 等の施策との調和を図る必要がある。

4. 補助額について

以下の補助対象経費について、定率補助により補助するものとし、補助率は1/2とする。

5. 補助対象経費

観光庁が認めた形成計画に記載されている事業に要する経費であり、かつ、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾートの形成促進に要する経費であって、以下に該当するものとする。

(1) 訪日外国人旅行者向けアフタースキー・グリーンシーズンの滞在型コンテンツの造成のために必要な事業に要する経費

a) アフタースキー及びグリーンシーズンの体験型・滞在型コンテンツ等企画・造成・改善事業

- ・ 国際競争力の高いスノーリゾートの形成促進に資するアフタースキー及びグリーンシーズンのコンテンツ等企画開発経費

アフタースキー及びグリーンシーズンのコンテンツ造成に活用可能な地域の観光資源の抽出に要する経費、地域の観光資源を活用したアフタースキー及びグリーンシーズンのコンテンツの開発・磨き上げに要する経費、コンテンツの開発・磨き上げに付帯する簡易な環境整備(トレッキングコースへのベンチの設置、マウンテンバイクコースの設置のための簡易な整地、コンテンツへのアクセスのための簡易な舗装等)に要する経費、コンテンツ造成に向けた地域関係者との検討会開催経費、専門家からの意見聴取に要する経費。

- ・ 事業対象の観光資源に関する調査・分析に係る経費
アフタースキー及びグリーンシーズンのコンテンツ造成に活用される調査・分析経費（ICTを活用した地域資源周辺の訪日外国人旅行者の流動動態調査・分析、デジタルマーケティングを活用した地域資源に係る国籍別ニーズ調査・分析（日本政府観光局と連携して行うものに限る。）、地域資源に係る観光消費額調査・分析、当該地域への来訪・再訪意向度調査・分析等）、調査に関する協議会の開催経費、専門家等の意見聴取に要する経費、コンテンツ造成に要する戦略策定経費。
 - ・ 課題抽出のためのモニタリング経費
外国人モニター又は専門家による、既存の観光資源や体験型・滞在型コンテンツのモニタリングに要する経費、モニタリングによる課題抽出・整理に要する経費、意見を踏まえたコンテンツの改善に要する経費。
 - ・ ワークショップ開催経費
インバウンドに訴求するコンテンツを検討するための、地域の観光事業者等を集めたワークショップ開催に要する経費、会場借料、講師謝金・旅費、資料作成に要する経費。
- b) アフタースキー及びグリーンシーズンのコンテンツに関する旅行商品造成事業
- ・ アフタースキー及びグリーンシーズンのコンテンツに関する旅行商品の企画開発経費
体験型プログラム等の地域内の観光資源を組み合わせた旅行商品の企画造成費用、体験型プログラム等の観光コンテンツの商品化に向けたテスト販売の実施に要する経費、造成したコンテンツを紹介することを目的とした国内外の旅行博等への参加、メディア（TV、新聞、SNS等）招請及びインフルエンサー招請に要する経費（日本政府観光局と連携して行うものに限る。）。
 - ・ 課題抽出のためのモニターツアー経費
モデルコースなどの具体的な旅行商品について、外国人目線で課題を把握するための外国人等モニターの招請経費、専門家等からの意見聴取に要する経費。
 - ・ 旅行商品造成のための旅行会社等招請経費
旅行商品を造成するための海外旅行会社・ランドオペレーターの招請、ファムツアー・説明会・交流会・プレゼンテーション等の実施に要する経費。
 - ・ 本事業で造成した旅行商品の販売を目的とした商談会等への参加、開催経費
海外の旅行会社等と地域のサプライヤーとの商談会の開催経費、海外又は日本国内において開催される旅行博等の商談会に参加するための旅費、ブース出展に要

する経費、アンケート調査費、プレゼンテーションに係る経費。ただし、恒常的に発生する旅費や、プロモーションのみを目的とした旅行博への出展経費については補助の対象外とする。

(2) 訪日外国人旅行者の受入環境整備のために必要な事業に係る経費

a) 多言語案内環境の改善・向上

・多言語案内標識の一体的整備経費

多言語案内標識を新規に設置することを目的に行う工事、又は既存の多言語案内標識の改修工事に要する経費、本工事を実施するための付帯工事(解体費、撤去費等)に要する経費並びに設計及び工事管理に要する経費。ただし、多言語化に当たり、ネイティブチェックを行うものに限ることとする。

※1 多言語表記について

多言語での案内標識・案内表示については英語併記を基本とする。なお、施設特性や地域特性の観点から中国語(簡体字/繁体字)又は韓国語その他の必要とされる言語については視認性や美観等に問題がない限り、表記を行うことが望ましい。なお、多言語対応については、可能な限り、地域や各種施設の間で統一性・連続性を確保することが望ましい。

また、禁止・注意を促したり、案内・誘導等を示したりする上で、見た目のわかりやすさが特に重視され、「ピクトグラム」で十分必要な情報を伝えることができる場合は、「ピクトグラム」の使用も有効であり、外国語の併記を必ずしも必要としない。なお、「ピクトグラム」についてはJIS Z 8210に示された図記号の他、「一般案内用図記号検討委員会」が策定した「標準案内用図記号」を参考とする。自治体や事業者の中には、上記「ピクトグラム」をベースにして、オリジナルの配色やデザインの変更を施して使用している場合があるが、不統一や非連続性が原因で訪日外国人旅行者に混乱をもたらすことがないよう、十分に配慮する必要がある。

・多言語案内・翻訳機器の整備経費

訪日外国人旅行者への観光情報や交通情報等を発信するためのデジタルサイネージの整備に要する経費、地域内のスキー場、宿泊施設、入浴施設、飲食店、小売店等におけるスタッフの多言語対応を目的とした多言語案内・翻訳システム、インターネット接続タブレット端末の整備に要する経費。

・多言語観光案内アプリの整備経費

地域内の観光コンテンツを紹介する多言語アプリの整備経費、案内看板に記載したQRコードによる多言語表示機能等の整備経費、宿泊施設や体験型コンテンツのウェブ予約機能の整備経費、AIチャットボット等の自動会話プログラムによる観光案内アプリの整備経費、二次交通情報のウェブ検索機能の整備経費。ただし、多言語

化に当たり、ネイティブチェックを行ったものに限ることとする。また、アプリ等の保守管理を目的とした経費は含まないものとする。

・ 飲食店等のメニュー等の多言語対応経費

地域内の飲食店や小売店におけるメニュー又は商品紹介文の多言語化に要する経費、訪日外国人旅行者とのコミュニケーションの円滑化を図ることを目的とするツール（指差し会話シート等）の作成に要する経費。ただし、多言語化に当たり、ネイティブチェックを行ったものに限ることとする。

・ 多言語パンフレット等作成経費

地域の主要な観光拠点情報（アクセス情報・施設情報等）や体験型コンテンツ等を掲載した多言語のパンフレット、ポスター、マップ、ガイドブックの作成に要する経費、地域における既存のパンフレット、ポスター、マップ、ガイドブックの多言語化に要する経費。ただし、多言語化に当たり、ネイティブチェックを行うものに限ることとする。また、印刷製本費はパンフレット、ポスター、マップ、ガイドブック作成に伴う必要最低限度に限るものとし、既存のパンフレット、ポスター、マップ、ガイドブックの増刷に要する経費は補助対象としないこととする。

・ 多言語音声案内サービス提供経費

観光施設内の音声案内の多言語化に関する経費、多言語音声案内サービス提供に要する経費。ただし、多言語化に当たり、ネイティブチェックを行うものに限ることとする。

b) データ通信利便性向上に関する事業経費

無料公衆無線LAN環境（※2）の面的整備経費等、データ通信の利便性向上を目的とした事業に要する経費。

※2 無料公衆無線LAN環境について

本事業による補助金を活用し、無料公衆無線LAN環境の整備を図る際は、共通シンボルマーク Japan.Free Wi-Fi（以下「シンボルマーク」という。）の申請も併せて行い、シンボルマークの掲出を行うこととする。加えて、不正利用防止の観点から、一定程度の本人性が認証できる認証方式が必要である。利用者の利便性及び不正利用防止の観点から、総務省が求める認証方式に準じて、1）による認証方式、2）及び3）の認証方式併用（※3）を導入することとする。（※4）

1) SMS（ショートメッセージ）・電話番号を利用した認証方式

2) SNS アカウントを利用した認証方式

3) 利用していることの確認を含めたメール認証方式（※5）

※3 利用者が2）又は3）の認証方式を選択し、どちらか一方の認証で利用可能となる認証方式

※4 上記認証方式を適用しなくてもよいケース

- ・災害時における無料公衆無線LANの開放
 - ・屋内外問わず、利用者の容姿又は氏名の確認を取ることが可能な場所での使用時
- なお、いずれかの方式で実施することが困難と認められる場合には、対面配布方式や2)又は3)の認証方式の単独実施でも認める場合がある。

※5 メール認証方式について、主に国内携帯キャリア契約者以外(訪日外国人旅行者等)はメール受信ができないため、訪日外国人旅行者受入環境整備の目的でWi-Fiを設置する場合は、手続に要する最初の数分間はネット接続を可能とする、又はメール受信のみネット接続を可能とするなどの対応が必要となる。

c) キャッシュレス決済環境の整備経費

・決済端末等の導入経費

キャッシュレス決済を導入する際に必要な端末等(タブレット端末を含む)及び付属機器の購入に要する経費、QRコード決済、クレジットカード決済等のキャッシュレス対応を可能とするシステム導入・改修に要する経費。ただし、サービス提供区域の拡大等の機能の明確な向上に要する経費については補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としないこととする。

・免税対応環境の整備経費

免税対応端末等(タブレット端末を含む)及び付属機器の購入に要する経費、免税対応端末等の設置に要する経費、ソフトウェア購入に要する経費、免税手続カウンター(※6)の設置に要する経費。

※6 免税手続カウンター

免税手続カウンターは、商店街、ショッピングセンターおよびテナントビルなど、消費税法施行令第18条の2④に規定する特定商業施設内において設置可能。

・上記決済環境整備に際して必要となるLAN環境の整備経費

LAN機器の購入に要する経費、LAN機器の設置工事に要する経費、ソフトウェア購入に要する経費(セキュリティー対策含む)。ただし、通信費等の当該LAN環境の維持に要する経費は除くこととする。

d) 外国人対応可能な人材の育成

・地域関係者等のスキルアップのためのセミナー実施経費

地域の様々な分野の事業者に対して実施する、訪日外国人旅行者向け滞在コンテンツの充実・受入環境改善・マーケティングについてのセミナー実施に要する経費。

- ・ 体験型プログラム等のガイド育成・スタッフの接遇向上等に要する経費
体験型プログラムのガイドスタッフに対するインバウンド対応の研修開催経費、地域の飲食店や小売店といった販売・サービス業や観光業に従事する人全般を対象とする統一的な訪日外国人旅行者案内マニュアル作成経費。ただし、作成するマニュアルは地域関係者に広く共有されるものであることを前提とする。
 - ・ 地域住民意識啓発セミナーの実施経費
地域住民に対して実施する、訪日外国人旅行者の獲得の重要性や受入環境整備の対策等についてのセミナー実施に要する経費。
- e) 安全管理に関する事業
- ・ 急患、急病への対応に係る経費
急患、急病といったトラブル発生時における訪日外国人旅行者への対応マニュアルの作成に要する経費。ただし、作成するマニュアルは地域関係者に広く共有されるものであることを前提とする。
 - ・ 自然災害への対応に係る経費
地震、火災等の自然災害が発生した際の訪日外国人旅行者への対応及び安全確保に係る対応マニュアルの作成に要する経費。ただし、作成するマニュアルは地域関係者に広く共有されるものであることを前提とする。
 - ・ 訪日外国人旅行者の事故防止等に係る経費
訪日外国人旅行者の事故防止等を図ることを目的とした地域内共通ルールの検討、策定に要する経費及び当該ルールの周知をするためのパンフレット、ポスター等の作成に要する経費。ただし、作成するパンフレット、ポスター等は、多言語で表記するものとし、多言語化に当たり、ネイティブチェックを行ったものに限ることとする。
- f) 公衆トイレの洋式便器の整備及び清潔等機能向上に関する事業
- ・ 和式便器の洋式化等に係る経費
和式便器の洋式化、洋式便器の増設、洋式便器の交換（温水洗浄便器を新規に設置するものに限る）、洋式便器の新設（建替、増築、新築時）に要する経費。
 - ・ 清潔機能向上整備に係る経費
トイレ施設内の床・壁面（建具を含む）において、汚物が飛散しやすい箇所での光触媒などを用いた抗菌素材の活用や、清潔を維持しやすい清掃使用に変更する際に必要とされる整備に要する経費。

・その他公衆トイレの整備に係る経費

温水洗浄便座、暖房便座の導入、洗面器や小便器（自動水栓化等）の導入及び更新、化粧鏡の設置、LED照明の導入、室内空調（換気、冷暖房）設備の導入及び更新、外装工事（屋根部分は除く）、窓、入口ドアの整備、バリアフリー化（車いす用のトイレ整備など）等、その他明確な機能向上を伴う整備に要する経費。

(3) 外国人対応可能なインストラクターの確保

スキーインストラクターに対するインバウンド対応の研修・セミナー開催経費、スキーレッスンや受付対応時等のインバウンド対応マニュアル作成経費、スキーレッスンの多言語対応を目的とした同時通訳システムの導入に要する経費。ただし、通訳オペレーターの手配に要する費用は補助対象としないこととする。

(4) 二次交通の確保（移動の快適化・利便向上）

・二次交通実証実験経費

訪日外国人によるスキー場間の周遊を促進するためのバス運行等に関する実証実験経費、アンケート調査の実施、地域の宿泊事業者や交通事業者等との検討会開催、専門家からの意見聴取に要する経費。

(5) 地域のプロモーションのために必要な事業

・プロモーション画像・動画の作成経費

地域のプロモーション活動（日本政府観光局と連携して行うものに限る。）に使用するための画像・動画等の撮影、デジタルコンテンツの製作経費、動画編集、多言語化に要する経費。ただし、成果品の活用方法と目的・目標を事前に定めるとともに、最終的な成果把握に努めること。また、作成した動画・画像はホームページ等インターネット上で広く活用することを前提とする。

・プロモーション用パンフレット類の作成経費

地域のプロモーション活動（日本政府観光局と連携して行うものに限る。）に使用するための写真の撮影、パンフレットの製作、デザイン、多言語化に要する経費。ただし、成果品の活用方法と目的・目標を事前に定めるとともに、最終的な成果把握に努めること。また、作成したパンフレットはホームページ等インターネット上で広く活用することを前提とする。

(6) スキー場インフラの整備に関する経費

訪日外国人旅行者の誘客に地域一丸となって取り組む地域であって、1.の観点から、特にインバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルが高いと認められる地域については、以下の経費を補助対象とする。

a) 索道施設（ゴンドラ・リフト）の撤去

索道施設（支柱、基礎、電気設備、駅舎等）の撤去に要する費用。

b) 利便性の高い搬器の導入

ゴンドラ・リフトの搬器の新規導入又は更新に要する経費のうち、輸送力の向上、快適性の向上等機能の向上に要する経費。

c) 高機能な降雪機、造雪機の導入

降雪機及び造雪機の新規導入又は更新に要する経費（配管工事、電気工事等設置に要する経費を含む。）。ただし、更新に要する費用については、従来型では降雪できない高温、多湿な環境でも降雪が可能な降雪機の導入に要する費用に限るものとし、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費、機器のメンテナンス、アフターサービス等の維持管理に要する経費は補助対象としないこととする。

d) IC ゲートシステムの導入

IC ゲートシステムの新規導入又は更新に要する経費（IC ゲートシステムの導入及び更新のための調査・設計に要する経費、リフト券の IC カード化に要する経費、自動改札機、発券システム、共通券清算システム、データ管理システム、自動発券機の導入及び初期設定に要する経費を含む。）。ただし、更新に要する費用については、顧客ニーズに対応する券種の拡大や、スキーコース毎の混雑状況の把握等、顧客へのサービス向上が伴う更新に限るものとし、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費、機器のメンテナンス、アフターサービス等の維持管理に要する経費は補助対象としないこととする。

6. 事業評価について

(1) 中間評価

形成計画を策定した観光地域づくり法人等（以下「形成計画策定者」という。）は補助対象事業の進捗状況を確認の上、必要に応じて改善事項を盛り込んだ上で事業計画の中間評価を行い、観光庁へ報告することとする。

観光庁において、当該中間評価について確認を行った上で、形成計画策定者は、補助金の交付決定を受けた会計年度の10月末日までに事業計画の中間評価を観光庁へ提出することとする。観光庁は、形成計画策定者及び補助対象事業者に対し適切な指導・助言等を行う。形成計画策定者は観光庁からの助言等を踏まえた事業の執行について改善を図ることとする。

(2) 事後評価

形成計画策定者は補助対象事業の実施結果を確認の上、事業計画の事後評価を行い、補助対象事業が完了後二月を経過した日又は翌年度の4月末日のいずれか早い日までに

観光庁へ提出することとする。観光庁は、形成計画策定者に対し今後の事業又は地域の取組の改善の観点から、適切な指導・助言等を行う。

(3) その他

上記によることができない特段の事情がある場合は、国及び補助対象事業者において必要な調整を行い、適切に対応することとする。

附 則

この要領は、令和2年度予算から施行する。